

四日市市火災予防条例第48条の2に規定する洞道等の指定について

平成10年4月1日消防本部告示第3号

四日市市火災予防条例（昭和48年四日市市条例第49号）第48条の2の規定に基づき、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある洞道等を次のように指定する。

- 1 洞道その他これに類する地下の工作物（以下「地下の工作物」という。）で、その長さ（洞道と地下の工作物が接続するものにあつては、その長さの合計）が50メートル以上のもの。
- 2 共同溝（共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第2条第5項に規定する共同溝をいう。以下同じ。）並びに共同溝に接続する洞道及び地下の工作物
- 3 その他消防長が特に必要と認めるもの